

本書の利用にあたって

本書は、「類似商品・役務審査基準〔国際分類第10－2013版対応〕（特許庁商標課編）」に掲載の商品・役務について、英語訳を行ったものです。

国際登録出願を行うに際し、本書を利用するにあたっては、特に以下の3.「本書の利用上の注意」をよくご理解していただき、活用してくださるようお願い致します。

1. 本書作成の目的

（1）国際登録出願について

国際登録出願は、自己の商標（防護標章）登録出願又は商標（防護標章）登録を基礎として行わなければなりません（商標が同一であれば複数の出願又は登録を基礎とすることも可能です）。国際登録出願に記載する商品・役務は基礎出願・登録に係る指定商品・役務の範囲と同一又はそれ以下でなければならない、また、国際登録出願の商標は基礎出願・登録の商標と同一でなければなりません。

さらに国際登録出願の願書は、商標法施行規則で定める外国語（英語）で作成することとなっています。（なお、事後指定についても同様です。）

（2）国際登録出願における商品・役務

国際登録出願においては、国際登録を求める商品及び役務は、国際分類のアルファベット順一覧表に掲載されている商品・役務の表示を使用した方がよいこととなっています。

しかし、日本国特許庁に商標登録（出願）されているものを基礎として出願する場合、「類似商品・役務審査基準」掲載の商品・役務の表示に対応して出願されるものも相当多いことが予想されるところです。

これに対応するため、「類似商品・役務審査基準」掲載の商品・役務について英語訳を行い、公表することとしました。

2. 翻訳の作成作業基準

類似商品・役務審査基準に掲載の商品・役務の翻訳作業は、概ね以下の基準にしたがい行いました。

- a. 商品・役務の翻訳にあたっては、区分及び商品・役務の類似群を考慮して行いました。
- b. 類似商品・役務審査基準掲載の商品・役務の表示中には、包括表示中に含まれる単品表示であってその概念を表示していないものも存在しますので、必要に応じて、商品の場合は材料、用途、機能、形状等を、役務の場合は用途、効能、提供場所、提供内容等の要素をもって、その内容・範囲が把握できるように翻訳するものとししました。
- c. 類似商品・役務審査基準掲載の商品・役務の表示中には、単品表示だけでなく日本国商標法上における包括表示も存在するので、複数の商品・役務を列記する表示、また、内容を明確にするための記述的な表示の翻訳も採用するものとし、複数の類似商品（役務）群をまとめた包括表示については、その範囲を「 」で囲みました。
- d. 訳語の選定にあたっては、必ずしも原語表記に拘泥せず、当該商品・役務の実態が分かりやすいことを優先させても良いこととし、そのため、原語と訳語の間に多少の概念上のずれが生じてても良いこととししました。
- e. 日本ないし東洋に特有の商品であって、該当する英語が存在しないものについては、斜体（イタリック体）で表示する形式も採用して良いこととししました。

3. 本書の利用上の注意

（１）本書は、類似商品・役務審査基準掲載の商品・役務について、概ね上記２．の「翻訳の作成作業基準」にしたがい英語訳を行ったものです。

したがって、その英語訳は、国際登録出願の登録機関である世界知的所有権機関（WIPO）国際事務局により、商品・役務の表示として必ずしも認められるものとは限りません。当該英語訳の表示によっては、同事務局から欠陥の通報が通知される場合もあることにご注意ください。

例えば、類似商品・役務審査基準では、商品・役務の表示が大概概念－中概念－小概念のように階層立てて構成され、それを踏まえて各商品・役務の範囲を把握することができますが、国際分類表では、個別具体的な記載をもとに商品・役務の範囲を把握するという違いがあることによるものと考えられます。このため、国際出願に際しましては、単に本書に記載の英語訳を表示するのではなく、当該英語訳を参考に、国際分類の注釈やアルファベット順の一覧表等をもとに商品・役務の範囲をより明確にした商品・役務表示としなければならない場合があることにご留意下さい。

また、上記の事情にかんがみ、国際分類表のアルファベット順一覧表に掲載さ

れた商品・役務の表示であれば、原則として国際事務局から当該表示のままで認められますので、参考情報として、本書の英語訳と上記一覧表掲載の商品・役務の英語表記が同一又はほぼ同一のケースについては、商品・役務名の左に以下の印（アステリスク）を付すこととしました。

さらに、過去に国際事務局に欠陥の通報の対象とされた主な商品・役務については、商品・役務名の左に「(注)」の文字を付すこととしました。

＊ → 本書の英語訳と一覧表掲載の商品・役務の英語表記とが同一のもの。

(＊) → 同 ほぼ同一のもの。

(注) → 過去に国際事務局に欠陥の通報の対象とされた主な商品・役務

なお、本書はあくまでも類似商品・役務審査基準掲載の商品・役務名を英語訳したものであり、国際分類表のアルファベット順一覧表に掲載された商品・役務の表示と仮に英語表記が同一であっても、商品・役務の範囲が異なる場合もありますので、ご注意ください。

（２）本書は、上記で述べた内容により作成されたものですので、それをご理解いただくとともに、以下の注意事項についても参照してくださるようお願いいたします。

①類似群コードについて

類似群コードとは、審査運用の統一的基準である「類似商品・役務審査基準」において、類似商品又は類似役務であると推定してグループ化された商品又は役務ごとに付されているコードであって、商標登録出願されたもの及び商標登録されたものには全てこのコードが付され、特許庁における審査・審判で参考とする機械検索用のデータ等として利用されています。

②包括表示である商品・役務に係る対訳表の利用について

類似商品・役務審査基準に掲載の商品・役務は、国際分類上許容される範囲内で各区分の商品・役務をグループ化（概念括り）し、場合によっては「（・・・を除く。）」又は「（・・・を含む。）」を付す等の調整を行い、可能な範囲内で概念括りした上で包括表示を付しています。

国際登録出願を行う際には、「国際登録を求める商品及びサービス」（GOODS AND SERVICES FOR WHICH INTERNATIONAL REGISTRATION IS SOUGHT）の欄に包括表示である商品・役務の記載をすることも想定されますが、上記により、該別表掲載の商品・役務における包括表示に対応した英訳が国際事務局及び領域指定する各国で受け入れられない場合等もあり得ることを考慮

しつつ、国際分類のアルファベット順一覧表掲載の商品・役務の表示を参考にする等、商品・役務の範囲をより明確にした商品・役務表示となるよう十分留意して記載されることを望みます。

③その他

国際登録出願を行う際、「国際登録を求める商品及びサービス」(GOODS AND SERVICES FOR WHICH INTERNATIONAL REGISTRATION IS SOUGHT)の欄に記載する商品・役務は、出願人の意思により記載されるものであり、必ずしも本書に掲載されているものでなければならないというものではありません。本書は、あくまで参考としてご利用していただきますようお願いいたします。